経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）

| 注釈番号 | 主な品名 | 合計割当金額（単位：千円） | 輸入額（単位：千円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 21 | 豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目 | 179,812 | 4,190 | |
| 24 | パテントレザー等 | 1,446 | 0 | |
| 25 | トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等 | 48,775 | 0 | |
| 26 | トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等 | 716,544 | 3,010 | |
| 27 | 革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目 | 66,878 | 868 | |
| 29 | 履物の一部品目 | 55,373 | 0 | |
| 30 | ガラス製のビーズ、模造真珠等 | 32,608 | 0 | |
| 31 | 携帯用時計のバンド等の一部品目 | 134,821 | 0 | |
| 32 | 腰掛けの部分品（革製のもの） | 19,713 | 523 | |

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成22年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

## 公示送達

再審査申立人

住所　静岡県熱海市伊豆山231番地

氏名　伊豆山タクシー株式会社

杉山　秀男

上記再審査申立人伊豆山タクシー株式会社代表者代表取締役杉山秀男に係る中労委平成21年（不再）第１号事件決定書の写しは、同人の所在が不明のため、交付することができないので、労働委員会規則第49条の規定に基づき、公示する。

上記決定書の写しは、中央労働委員会会長菅野和夫（東京都港区芝公園１丁目５番32号）が保管し、いつでも同人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

平成21年10月30日

中央労働委員会会長　菅野　和夫

（備考）

決定の主文及び年月日

１　決定の主文

本件再審査申立てを却下する。

２　決定年月日　平成21年９月16日

## 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

東北地方整備局長　青山　俊行

１　処分をした年月日　平成21年10月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　関場建設株式会社　関場　　啓　福島県南相馬市原町区錦町１－１　国土交通大臣（般―19）第528号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年10月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年10月２日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松村建工株式会社　松村　　清　富山県富山市奥井町22―４　国土交通大臣許可（般―17）第9221号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年８月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年10月２日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社不二越　本間　博夫　富山県富山市不二越本町１－１－１　国土交通大臣許可（特―18）第8498号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年９月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成21年９月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中日コプロ株式会社　本多　利郎　愛知県名古屋市千種区今池南26番４号　国土交通大臣許可（般・特―19）第17246号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可並びに電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年６月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成21年９月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大成機工株式会社　奈須　　敬　静岡県富士市伝法18番地の14　国土交通大臣許可（般―20）第20410号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年８月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成21年９月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　セイトー株式会社　松本　　章　静岡県静岡市駿河区下川原南２番24号　国土交通大臣許可（般―18）第9483号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）